



# 高齢者の安心をサポートします

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々なサービスを行っています。今月号では、高齢者福祉サービスの概要を紹介いたします。なお、利用するには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
本庁舎高齢福祉課 ☎21111 内2722  
各庁舎市民福祉課 表郷 ☎2114  
大信 ☎2114 東 ☎2116

## すべての高齢者の皆さんへの生活支援

### 《「白河市ふれあいバス」交付》

こみねっと(市循環バス)や表郷・大信・東地域生活交通バスの運賃が無料となる「白河市ふれあいバス」を交付します。

▽対象 ①70歳以上の方 ②障がいのある方 ③免許証を自主返納等により取り消された方

### 《はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業》

1回につき、1,000円の助成券を年間6枚交付します。  
▽対象 ①70歳以上の方 ②65歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

### 《高齢者にやさしい住まいづくり助成事業》

手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り替えなどにかかる工事費の9割に對し、12万円を限度に助成します。申請は、工事前に行ってください。

▽対象 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない60歳以上の方 ※世帯の生計中心者の所得により制限があります。

### 《車イス同乗軽自動車貸出事業》

外出用として、車イスに乗ったまま乗車できる軽自動車を貸し出します。  
▽対象 自力歩行が困難な高

### 《軽度生活援助事業》

週2回、1回2時間を上限に、買い物や簡単な家事のお手伝いをします。自己負担は1時間につき230円です(生活保護受給者は無料)。  
▽対象 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の一人暮らしの方で、軽易な日常生活上の援助を要する方

### 《あつたか訪問収集事業》

個別にごみの訪問収集および安否確認を行います。

▽対象 ①65歳以上の一人暮らしの方または障がいのある一人暮らしの方で、自力でごみを集積所に出すことが困難であり、身近な人の協力が得られない方 ②同居者が高齢者、虚弱者、年少者等であり、ごみを出すことが困難な世帯に属する65歳以上の方または障がいのある方

### 《寝具乾燥事業》

月1回、3枚を限度に寝具類の丸洗い・乾燥を行います。1割の自己負担があります。

▽対象 ①65歳以上の一人暮らしの方で、自力で布団を干すことが困難な方 ②要介護3・4・5の認定を受けた65

歳以上の寝たきりの方

### 《緊急通報システム事業》

急病や事故などの緊急時に通報できるペンダント式の緊急通報装置(ご家庭の電話機に取り付け)を貸与します。所得税の課税状況により自己負担があります。

▽対象 ①65歳以上の一人暮らしの方 ②65歳以上の寝たきりまたは認知症の方がいる高齢者世帯 ③重度障がいのある一人暮らしの方(所得税非課税世帯)等

### 《お元氣コール》

高齢者相談員が電話による安否確認を行います。

▽対象 70歳以上の一人暮らしの方

### 《あつたか訪問》

訪問員が訪問による安否確認を行います。※このサービスのみの申し込みは不要です。  
▽対象 ①70歳以上の一人暮らしの方 ②75歳以上の方のみで構成される世帯

### 介護認定を受けた方を対象にした市独自の支援給事業

《要介護高齢者介護激励金支給事業》  
要介護3・4・5の認定を

## Interview

## Pick Up ■ 高齢者サロン



平井真季子さん (追廻)

毎回楽しみにしています

歌や踊り、健康の講話や桜の見学など、幅広い分野の内容をサポートの皆さんが計画してくれるので、毎月参加するのを楽しみにしています。

参加者の皆さんと交流を深めながら、これからもサロンで楽しく過ごしたいです。



サポーターの皆さん (高齢者サロン「マイタウン」)

楽しい内容を企画しています

サポーター5人で話し合いながら、歌、体操や講話など、皆さんに楽しんでもらえる内容を企画しています。参加した皆さんが喜んでくれることが、とてもうれしいです。

皆さんが楽しみにサロンに来てくれるように、今後も協力して様々な内容を考えていきます。

齢者や障がいのある方が外出する際に付き添う方

### 《高齢者サロン》

市内12か所で、月1回程度、歌や体操などで高齢者の方が楽しく過ごせるサロンを開催します。

▽対象 おおむね65歳以上の方

### 《あつたかランチお届けサービス》

週3回を限度に、昼食の配達および安否確認を行います。自己負担は1食300円です。  
▽対象 65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方

みで構成される世帯で、身体の障がい等の理由により食事の用意が困難な方

### 《生きがいデイサービス事業》

月に1回程度、施設でレクリエーションなどを行います。自己負担は1回につき1,000円です。

▽対象 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の一人暮らしの方

### 《高齢者日常生活用具給付事業》

自動消火器・火災警報器・電磁調理器を給付します。所得税の課税状況により自己負担があります。  
▽対象 65歳以上の一人暮らしの方

受けた方を介護している方に、年額4万円・5万円・5万5,000円を支給します。  
▽対象 要介護3・4・5の認定を受けた65歳以上の高齢者を4月から起算して6か月以上、在宅で介護している方

### 《要介護高齢者巡回・美容券交付事業》

ご家庭で理・美容師に散髪してもらった際に使用できる助成券(1回2,500円)を

年間5枚交付します。

▽対象 要介護4・5の認定を受けた65歳以上の在宅の方

### 《在宅高齢者介護用品支給事業》

紙おむつなどの介護用品と引き換えできるサービス券(月1回5,000円限度)を交付します。  
▽対象 市民税非課税世帯に属する要介護4・5の認定を受けた65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方